

ちば文化芸術振興懇談会設置要綱

(設置)

第 1 条 本県の文化芸術の振興に当たり、有識者等から広く意見を求めるため、ちば文化芸術振興懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

なお、懇談会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関ではない。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「ちば文化振興計画」に基づく施策の実施に関する事項
- (2) 「千葉県文化芸術の振興に関する条例」に基づく施策の実施に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 懇談会は、環境生活部長が依頼する委員をもって構成する。

- 2 環境生活部長は、参考意見又は参考情報を求めることを目的として、関係者を参考人として出席を求めることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

- 2 各委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 5 条 懇談会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任し、懇談会を総括する。
- 3 副座長は、座長が指名し、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会は、環境生活部長が招集する。

- 2 懇談会及び会議録は公開とする。ただし、千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）第 8 条各号に該当する事項について会議等を行う場合及び会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると座長が認めるときは、これを非公開とすることができる。
- 3 座長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、環境生活部県民生活・文化課が行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、別に定める。

(失効)

第 9 条 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(附則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ちば文化芸術振興懇談会委員

(令和3年8月18日)

氏 名	役 職 名
生田 裕人	千葉県高等学校文化連盟 会長・千葉県立千葉大宮高等学校校長
垣内 恵美子	政策研究大学院大学 教授
◎ 加藤 修	千葉大学教育学部 教授
草加 叔也	有限会社空間創造研究所 代表取締役
椎名 喜予	佐原商工会議所 まちづくり観光室長・ 特定非営利活動法人佐原アカデミア 事務局長
椎名 誠	公益社団法人千葉県観光物産協会 専務理事
信太 康宏	公益財団法人千葉県文化振興財団 理事長
鈴木 勲	千葉県音楽振興協議会 会長
○ 鈴木 通大	神奈川大学 日本常民文化研究所客員研究員
布施 俊幸	公益財団法人千葉市文化振興財団 常務理事
水越 雅信	D I C川村記念美術館 館長

(五十音順)

◎・・・座長、○・・・副座長